

ATEN INTERNATIONAL CO., LTD. v. UNICLASS TECHNOLOGY CO., LTD.事件、上訴番号2018-1606 (CAFC、2019年8月6日)。Moore裁判官、Wallach裁判官、Taranto裁判官による審理。カリフォルニア州中央地区地方裁判所(Guilford裁判官)の判決を不服としての上訴。

## 背景:

Aten社は、KVMスイッチに関する2件の特許を所有している。KVMスイッチにより、複数のコンピューターを同じキーボード、マウス、モニターで使うことが可能である。Aten社は、Uniclass社とその他の被告を特許侵害で提訴した。陪審員は、特許が無効であり、侵害されていないとした。Aten社は、理屈に適った陪審員であるならば、特許が無効であり侵害されていないとはしないとして、評決不服法律審理(JMOL)を求めて申し立てを提出した。地方裁判所は、JMOLの申し立てを棄却し、Aten社は、これを不服として上訴した。

## 争点/判決:

地方裁判所が、有効性と非侵害を確認するJMOLを棄却したことは誤りであったか。然りかつ否。原判決は一部棄却され、一部確認支持された。

## 審理:

無効性について、陪審員は、2006年7月24日の基準日(critical date)を有する特許が、記録上の証拠によると2006年の不特定の日付に開発されたソフトウェアにより同一であるとした。CAFCは、ソフトウェアが2006年7月24日より前の特定の月および日に開発されたという明白かつ確信を抱くに足る証拠(clear and convincing evidence)なしでは、ソフトウェアは特許と同一のため無効とはなり得ないとした。

侵害について、Aten社は、Uniclass社の専門家が陪審員に対してクレーム解釈について不適切に証言したと主張し、侵害分析にて陪審員に混乱を招いたとした。CAFCは、クレーム解釈に関する専門家の証言を陪審員に提示すべきではないことに同意した。しかし、Aten社は、(i) この証言が提示された時点でこの証言に異議を唱えなかった、もしくは(ii) 別のクレーム解釈を提示することはなかった。従って、CAFCは、専門家証言は不適切であることに同意したが、証言にタイムリーに異議を唱えなかったAten社が、証言に基づく陪審員の認定に対する何らかの異議を申し立てることを放棄したと判断した。